

高齢の方や障がいのある方への

尼崎市受託事業

相談から助成金交付までの手順

相談受付(尼崎市社会福祉協議会 住宅改造窓口)

↓ ※訪問まで少々お時間をいただくことがあります。

改造内容の相談・助言のための訪問調査

↓ ※尼崎市社会福祉協議会(社協)より建築士、作業療法士等が訪問調査に伺います。

改造内容の提案

↓ ※社協よりご自宅へ提案書等を送付します。

助成書類の申請

↓ ※工事の見積もりについては、複数の業者に見積もり依頼にてご検討ください。
※申請者・業者からの提出書類が揃いましたら、社協より市へ申請します。

助成決定の通知書送付

↓ ※尼崎市よりご自宅に送付されます。

計画書に基づいた改造工事開始

↓

改造工事の終了、工事内容の確認ならびに完了に伴う書類の提出

↓ ※社協より完了検査に伺い、市へ助成金の請求申請をします。

助成金交付額の決定通知書送付(交付日通知)

↓ ※尼崎市よりご自宅に送付されます。

助成金の交付(口座振込)

※申請者又は施工者の口座に振込まれます。

※当年度の予算額に達し次第終了します。

お申し込み・お問い合わせ

尼崎市社会福祉協議会

尼崎市南武庫之荘3-24-5 尼社協ほっと館 1階

電話/06-4950-9046

FAX/06-4950-9136

受付時間/午前9時~午後5時

住宅改造費助成事業

介護や援助の必要な高齢の方や障がいのある方が、

安全で安心して生活するための住まい改造を行う場合、

相談や助言、改造費用の助成を行います。



尼崎市社会福祉協議会

・助成対象となる世帯

- ①介護保険制度の要介護・要支援認定を受けている被保険者またはその者を含む世帯
 - ②身体障害者手帳の交付を受けている者またはその者を含む世帯
 - ③療育手帳の交付を受けている者またはその者を含む世帯
- ※いずれも尼崎市内に在住で、住宅改造により在宅生活が容易となると認められる場合に限る。
 ※暴力団員の方は利用することができません。

・所得制限

生計中心者（同居している家族の中で一番収入の多い方）が給与収入のみの場合で前年分の給与収入額が800万円以下の世帯（生計中心者が給与収入のみ以外の場合は、前年分の所得金額が600万円以下の世帯）

・対象となる住宅

条件に該当する者が現に居住している住宅（借地や借家の場合は所有者の承諾が必要です。）昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅については、耐震診断を受けることが要件になります。

・対象となる改造工事

浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の手すりの取り付けや段差解消など。

・対象とならない場合

- 新築、新設、維持、補修的な内容の工事
 - 助成決定通知前に、既に着手している工事
 - 公営住宅での便器の取替え工事
 - 介護保険制度等での住宅改修費支給を既に利用している場合
- ※住宅改造助成費をかつて受けた世帯は、原則として再度助成を受けることはできません。

・助成額

介護保険制度等の優先使用の規定があり、これと一体的に利用することが条件となります。助成限度額は、バリアフリー改造経費と簡易耐震診断助成額を合わせて100万円ですが、介護保険等の限度額（20万円）を差し引いた額（80万円）に、下記の階層区分に応じた助成率を乗じた額（千円未満切捨て）を助成します。

改造箇所	助成対象工事費限度額
浴室・洗面所	100万円
便所	
玄関	
階段・廊下	
居室	
台所	

・対象世帯の階層区分と助成率

対象世帯の階層区分 (生計中心者の所得により認定)		バリアフリー改造 助成率	簡易耐震診断 助成額	
			上段：木造 下段：非木造	
A	生活保護法による被保護世帯	3/3	3,150円 6,350円	
B	前年度分の所得税 非課税世帯	市民税非課税世帯	9/10	3,000円
C		市民税均等割のみ課税	9/10	6,000円
D		市民税所得割及び均等割課税	2/3	2,000円
E	前年度の所得税 課税世帯	所得税額7万円以下	1/2	4,000円
F		所得税額7万円超	1/3	1,000円 2,000円

※この金額には介護保険等の住宅改修も含まれます。
 ※介護保険制度等の対象外の世帯については、介護保険等の限度額は差し引きません。
 但し、上記のAの世帯（助成率が3/3の世帯）については、介護保険等住宅改修費限度額相当（20万円）の1割負担があります。（例 20万円×1/10＝2万円）